

養父市観光地誘客促進事業補助金募集要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により特に深刻な影響を受けている市内の観光地において、新規顧客の獲得に向け新たな設備投資やコンテンツの造成等を行う者に対して補助金を交付することにより、観光業の再生、産業の振興及び経済の活性化を図ることを目的とする。

2 補助対象者

市内で観光業を行う者で、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 個人事業主にあつては、市内に居住し、市の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 法人にあつては、市内を主たる事業所の所在地とした法人登記が行われていること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

3 補助対象事業

市内の観光地において新規顧客の獲得に向け新たな設備投資やコンテンツの造成等を行う事業で、継続が見込まれる事業とし、補助対象経費の合計額が 300 万円以上（消費税及び地方消費税相当額を除く。）のものを対象とする。

4 補助事業実施期間

補助金交付決定日から令和 5 年 3 月 10 日まで

5 補助対象経費、補助率及び補助上限額

(1) 補助対象経費

補助対象事業に要する次の経費のうち、補助事業実施期間内に発生し支払いが完了したものの合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

科 目	内 容
工事・修繕費	補助事業を遂行するために必要な経費
設備・備品等購入費	
業務委託料	
謝金等	
広告宣伝費	
その他の経費	市長が必要と認める経費

(2) 補助率

補助対象経費の 2 / 3 以内

(3) 補助上限額

1,000万円（ただし予算の範囲内とする。）

6 申請手続き

(1) 事前相談

申請前に事業内容等について事前相談を行うこと。

(2) 提出書類

補助金交付申請書（様式第1号）及び申請書記載の添付書類

(3) 提出期限

令和4年8月31日（水）

(4) 提出先及び問い合わせ先

養父市産業環境部商工観光課

〒667-0198 養父市広谷 250-1

TEL:079-664-0285 FAX:079-664-2528

Eメール：shoukougankou@city.yabu.lg.jp

7 補助金の交付決定

提出のあった申請書類について書面審査を行い、内容が事業目的に相応しいと認められる事業について、予算の範囲内で順次交付決定し通知する。

審査に当たっては、本補助金の申請を初めて行う事業者の事業を優先して採択する。